

公益社団法人日本不動産学会 総会、常務理事会及び理事会の運営に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本不動産学会定款（以下「定款」という。）に基づき、公益社団法人日本不動産学会（以下「本会」という。）の総会、常務理事会及び理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 総会

(招集)

第2条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 会長は、総会を招集しようとするときは、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、少なくとも、14日以前に書面をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第3条 総会の議長は、会長とする。

(書面表決及び委任表決)

第4条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 第1項の正会員は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(議事録)

第5条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は社員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- 二 正会員の現在数及び出席した正会員の員数（前条の規定に基づき書面又は電磁的方法をもって表決した者及び他の出席正会員を代理人として表決を委任した者を含む。）
- 三 議事の経過の要領及びその結果
- 四 出席した理事、監事の氏名又は名称
- 五 議長の氏名
- 六 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 七 その他一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行規則（以下、「法人法施行規則」という）第11条第3項第三号に定められた事項

2 議事録は、議長及び議長が指名する2名が確認し、総務委員長がこれを保存しなければならない。

3 議決事項は、本会の刊行物に掲載しなければならない。

第3章 常務理事会

(招集)

第6条 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成し、会長が招集する。

2 会長は、常務理事会を招集しようとするときは、構成員に対し、日時及び場所を示して、開催日の5日前までに、書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。ただし会長が、緊急に常務理事会を開催する必要があると認める場合はこの限りではない。

(議長)

第7条 常務理事会の議長は、会長あるいは会長（代理）をもってこれに当てる。

(定足数及び表決)

第8条 常務理事会は、常務理事3人以上の出席がなければ、議事を開き議決することができ

ない。

2 やむを得ない理由のため常務理事会に出席できない常務理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の出席常務理事を代理人として表決を委任することができる。

3 常務理事会の議事は、出席した常務理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第9条 常務理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない

- 一 日時及び場所
- 二 常務理事の現在数及び出席した常務理事の員数
- 三 議決事項

2 議事録は、議長及び出席した常務理事2人以上が電磁的記録または記名押印した上、総務委員長がこれを保存しなければならない。

第4章 理事会

(招集)

第10条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 会長、副会長がすべて欠けたとき又は会長、副会長すべてに事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

4 会長は、理事会を招集しようとするときは、理事及び監事に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、開催日の7日前までに、書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議長)

第11条 理事会の議長は、会長とする。

2 前条第2項に基づき招集された理事会の議長は、副会長とする。

3 前条第3項に基づき招集された理事会の議長は、招集した理事とする。

(定足数)

第12条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

(議決等)

第13条 理事会の議事は、特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第14条 総務委員長は、理事会の議事について、法人法施行規則第15条の定めるところに従い次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所（当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- 二 理事の現在数及び出席した理事の員数
- 三 監事の現在数及び出席した監事の員数
- 四 法人法施行規則第15条第3項第二号に定める事項
- 五 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 六 議事の経過の要領及びその結果議
- 七 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）第95条第3項の定款の定めがあるときには、代表理事以外の理事であって、理事会に出席したものの氏名
- 八 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称

九 議長の氏名

十 その他法人法施行規則第15条第3項第五号に定める事項

2 議事録は、議長及び出席した会長、副会長及び監事が記名押印した上、総務委員長がこれを保存しなければならない。

第5章 規則の変更

(規則の変更)

第15条 この規則は、定款に規定された以外の規則に関しては、理事会の議決を経て変更することができる。

附 則

この規則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2015年5月1日から施行する。